

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月22日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
新井中学校昇降機室増築に伴う応急対策工事
- 2 履行場所
横浜市保土ヶ谷区新井町43番地7
横浜市立新井中学校
- 3 契約日
令和8年7月17日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年9月30日
- 5 概算金額
19,400,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区岩井町448-12
株式会社ふかさわ工務店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
新井中学校のエレベーター棟を増築する「新井中学校昇降機室増築その他工事」において、施工業者が破産し工事が中断し、エレベーター棟の内装・外装工事が未完成の状態となっています。このままでは、雨水の浸入による鉄骨等の構造部材の腐食や外装材の落下等、建物の損傷が拡大していくことや、施工途中の外装材等の飛散・落下による事故の発生など、生徒及び学校利用者の安全確保に重大な支障を生じるおそれがあることから、安全確保及び損傷拡大防止のための応急対策工事を実施します。
- 8 契約の相手方の選定理由
元工事の下請業者であるほか、元工事の現場代理人を雇用するなど、施工内容及び施工済部分の状況を熟知している株式会社ふかさわ工務店が最も迅速な対応が可能であることから選定しました。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課